

1. 基本的事項

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景

我が国では、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」が制定され、地方自治体には実行計画の策定が義務付けられました。本市では平成12年11月に法に基づく地球温暖化対策率先実行計画を策定し、大規模な事業所の1つとして、その事務・事業の実施に伴う環境負荷を率先して低減してきました。

その後、第2期計画（平成17年度）、第3期計画（平成22年度）を策定し、現在まで目標を掲げ、温室効果ガスの排出削減に努めてきました。

一方、平成20年には、本市域からの温室効果ガスの排出を総合的に削減する「新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）」を策定し、市域から排出される温室効果ガスの削減を推進しています。また、平成25年3月には政府より環境モデル都市に選定され、低炭素社会の構築を目指しています。

市としても、低炭素社会の構築に向け、これまで以上に率先して貢献する必要があることから、本計画を策定し、更なる取り組みの強化を図っていきます。

(2) 市の取り組み結果

表 1 - 1 第 1 期から第 3 期計画の結果

	計画期間	基準年	目標	結果
第1期計画	H12～H16年度	H11年度	▲6%	▲5.6%
第2期計画	H17～H21年度	H16年度	▲5%	▲2.8%
第3期計画	H22～H24年度	H17年度	▲7%	▲5.2%

ア 第1期計画

平成11年度を基準年として平成16年度を目標年度とした第1期の実行計画では、温室効果ガス排出量の6%削減を目標として掲げ、その結果、基準年に対して平成16年度における温室効果ガス排出量を4,514トン（5.6%）削減することができました。

イ 第2期計画

平成16年度を基準年として平成21年度を目標年度とした第2期の実行計画では、温室効果ガス排出量の5%削減を目標として掲げました。その結果、平成21年度における温室効果ガス排出量は基準年に対し、4,931トン（2.8%）の削減に止まりました。

目標達成に至らなかった理由としては、新田清掃センターにおいて中間処理ごみの処分方法を埋め立てから焼却処分へ転換したことによりプラスチック類焼却量が増加したこと、新市民病院の建設・稼働に伴うエネルギー使用量の増加、合併建設計画による市施設の増加などが挙げられます。

ウ 第3期計画

平成17年度を基準年として平成24年度を目標年度とした第3期の実行計画では、温室効果ガス排出量の7%削減を目標としました。

平成23年3月に発生した東日本大震災以降の徹底した節電行動の定着や、再生可能エネルギー導入等により一定の削減効果はありましたが、施設の新設等によるエネルギー使用量増加により、結果は基準年に対し、温室効果ガス排出量8,637トン（5.2%）の削減に止まりました。

ここで平成24年度の市の排出状況を事業別に見ると、表1-2及び図1-1のようになります。

表1-2 事業別温室効果ガス排出量 (単位：二酸化炭素トン)

事業名	H17年度 【基準年度】	H24年度 【目標年度】	削減率 (%)		
			目標値	実績値	達成状況
事務 (本庁)	24,648	25,540	▲ 24.4	▲ 34.5	○
事務 (出先)			▲ 3.2	+ 8.5	×
廃棄物	86,431	78,125	▲ 8.7	▲ 9.6	○
下水	17,633	16,409	▲ 13.0	▲ 6.9	×
上水	14,549	13,305	▲ 8.0	▲ 8.6	○
病院	6,360	8,136	+ 34.9	+ 27.9	○
学校	17,279	16,742	▲ 8.3	▲ 3.1	×
市役所全体	166,923	158,286	▲ 7.0	▲ 5.2	×

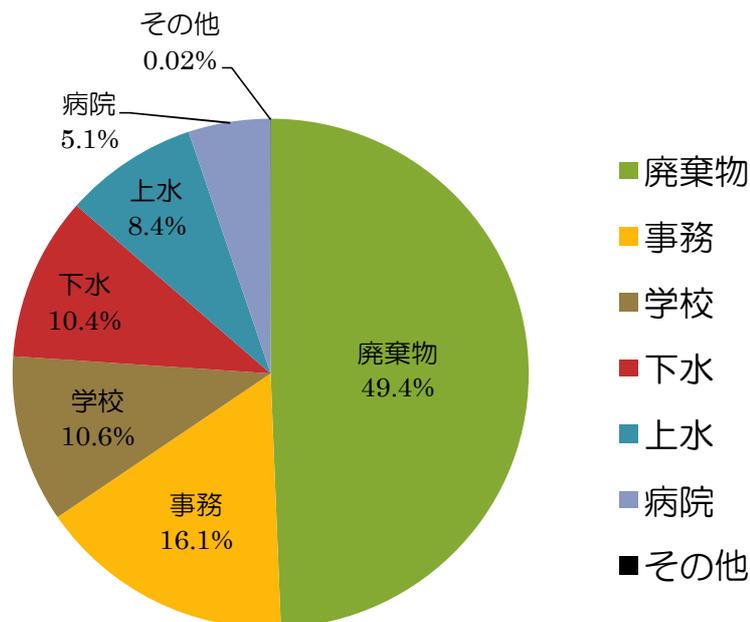


図 1 - 1 事業別温室効果ガス排出割合

市の温室効果ガス排出量の49.4%を廃棄物事業が占めており、温室効果ガス削減のさらなる取り組みが求められます。その他の事業についても引き続き取り組みを進めていく必要があります。

また、排出状況を原因別に見ると、図 1 - 2 のようになります。

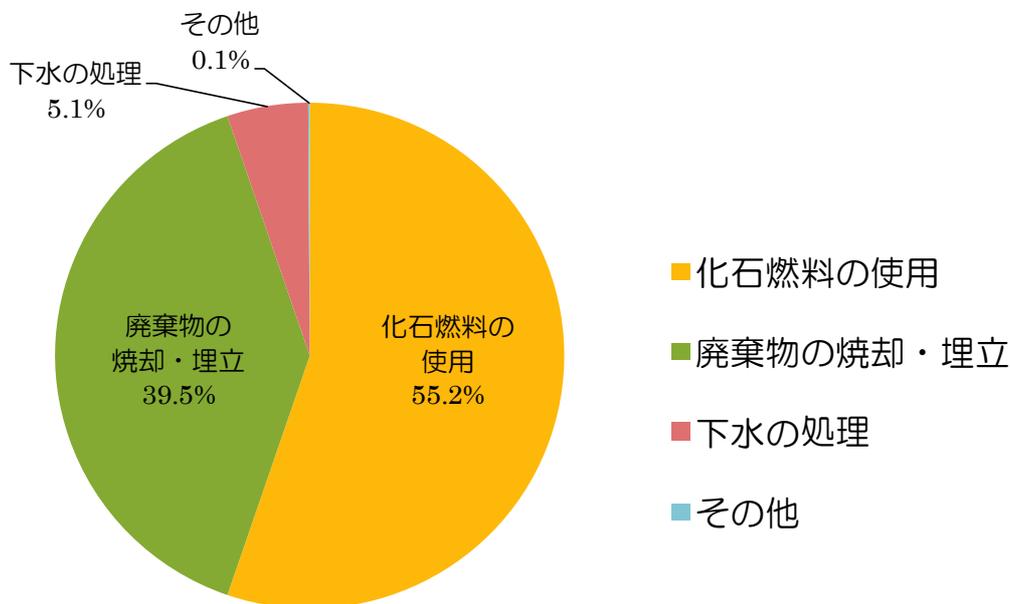


図 1 - 2 原因別温室効果ガス排出割合

最も大きな割合を占める「エネルギー・燃料の使用」は電気の使用や都市ガス・灯油などの化石燃料の燃焼によるものであり、引き続き省エネルギーの推進が求められます。

2 計画の位置付け

本計画は、法第20条の3で地方公共団体に策定が義務付けられた『地方公共団体実行計画』であり、市のすべての事務・事業等によって排出される温室効果ガスの抑制等を率先実行するために、必要な措置について定めた計画です。

3 計画の基本方針

本計画の基本方針は、次のとおりとします。

- (1) 市は、温室効果ガスを多量に排出する大規模な事業所の1つであることを認識し、市自らが率先して温暖化対策を推進します。
- (2) 市の温暖化対策活動を広めていくことで、さらに市民・事業者の自主的・積極的な取り組みを促し、もって市全域から排出される温室効果ガスの削減を図ります。
- (3) 市は、地球温暖化へ著しい影響を及ぼす要因について、技術的・経済的に検討のうえ目標設定を行い、定期的に見直しながら温暖化対策を推進します。
- (4) 市は、本計画について全職員に周知徹底を図るとともに、総合的かつ効率的な推進を図るため、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムに従って進行管理を行います。
- (5) 市は「エネルギーの合理化に関する法律（以下、省エネ法）」に基づき、対象事業における省エネルギーを推進します。
- (6) 市は、本計画の実施状況を毎年度、広く一般に公表します。

4 計画期間

本計画の期間は、平成25（2013）年度から平成30（2018）年度までの6年間とします。

5 基準年度

本計画に掲げる削減目標の基準となる年度は、平成24（2012）年度とします。

6 計画の対象

(1) 対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象範囲は、市のすべての事務・事業並びに所属・機関及び職員とします。

ただし、次の組織及び施設における事務・事業は、対象としません。

市が主に出資している法人など	市が指定管理者制度により 管理委託した施設
<ul style="list-style-type: none"> ・(財)新潟市開発公社 ・(社福)新潟市社会福祉協議会 ・(財)新潟市芸術文化振興財団 ・(財)新潟市体育協会 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市民芸術文化会館 ・市民プラザ ・水族館 ・総合福祉会館 ・産業振興センター ・青山斎場 ・西総合スポーツセンター など

本計画では表1-3の通り、対象事業を分類し、それぞれの部門ごとに削減目標等を定め、進行管理を行っていきます。

表 1-3 本計画の事務事業分類及び主な対象施設

部 門		対象施設等
事 務		庁舎（本庁，各区役所，出張所，連絡所等） 文化施設，スポーツ施設，福祉施設，観光施設 保健所，消防署，公民館，図書館，給食センター等
事 業	廃 棄 物	焼却施設，最終処分場，し尿処理施設等
	下 水	下水処理場，ポンプ場等
	上 水	浄水場，配水場，ポンプ場等
	病 院	市民病院
	学 校	幼稚園，小学校，中学校，高等学校，特別支援学校

(2) 対象とする温室効果ガス及び排出行為

本計画では、次の温室効果ガスを対象とします。

表 1-4 本計画で算定対象とする温室効果ガスと排出行為

対象ガス	主な排出行為
二酸化炭素 (CO ₂)	<ul style="list-style-type: none">・燃料（都市ガスやガソリン等）の使用・電気の使用・一般廃棄物に含まれるプラスチックごみの焼却
メタン (CH ₄)	<ul style="list-style-type: none">・自動車の走行・下水またはし尿の処理・一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素 (N ₂ O)	<ul style="list-style-type: none">・自動車の走行・笑気ガス（麻酔剤）の使用・下水または、し尿の処理・一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	<ul style="list-style-type: none">・カーエアコンの使用
六フッ化硫黄 (SF ₆)	<ul style="list-style-type: none">・SF₆が封入された電気機械器具の使用

注) 算定対象ガスとして法第2条第3項において規定されているパーフルオロカーボン類 (PFC) は、本市の事務事業から発生する可能性が極めて低いため、算定の対象外とします。